

「空き家対策」の その後について



質問者
石内 浩 議員

「空家対策特別措置法」は、全国820万戸といわれる空き家につき、強制的な措置を可能としたうえ、それと連動して固定資産税の住宅用地特例の解除措置がとられた。

空き家の持主は、対策をしないと経済的負担や強制的措置を受ける。特に、固定資産税等の増額は大きな負担となるため、早急な対応が必要と思われる。
次の点について伺いたい。
(1) 当町での調査も進んでいるが、空き家等に関する町民からの苦情件数、特定空家の指定件数、管理されている空き家件数は。
(2) 高齢化の進行で、空

き家の増加が予想されるが、活用可能な空き家等を地域資源と捉え、国の補助制度の活用等を含め、新しい視点やアイデアをどう生かそうとしているのか。

「空き家」は町の地域資源

回答（町長）

A



(1) 空き家外観調査は、平成26年11月に行い、データ化した。「空き家」とした建物は65件、その中で活用が見込まれる47件についてアンケート調

査を行い、27件の回答があり、その結果、「空き家」とされたのが18件、その他が9件であった。これらの所有者等に対し相談窓口や空家バンク制度の紹介をした。
(2) 国の補助制度は、町活用の場合の解体費補助、空き家等改修費補助、

実態調査、データベース化への補助がある。また、新しい町の民間賃貸家賃補助制度を活用し、民間事業者に登録物件の「お試し居住」の活用も依頼をしている。「空き家」は、町の地域資源であり、町民・民間事業者等と連携し、利活用について取り組む。

いつでも、だれもが学べる環境づくりのために



質問者
平野 由里子 議員

まちづくりにおいて文化・教育は、現在の町民にとっても、また町外から呼び込もうとしている転入者にとっても、住み続けるための魅力の一端を担うと考えます。

えはありませんか。
(2) 小中学校の図書室の蔵書数は、学校図書館図書基準を満たしていますか。また、設置が望ましいとされる学校司書、図書館の司書の現状をお聞かせください。

(1) 図書館と生涯学習「はじめの一步」コーナーの利用者の便を図るために、コピー機及びWi-Fi環境の設置の考察

(3) 国や県が掲げる子ども読書活動推進政策のもと、当町も「子ども読書活動推進計画」を平成18



町図書館は専門司書が配置されている

年に策定済みで、29年度には改訂するとしていますが、進捗状況をお聞かせください。

図書館のコピー機は再設置の予定

回答（教育長）

A



も基準を満たす。中学校は、両校ともやや不足しており、予算内で充実を図る。学校図書館には、専門司書はいないが4校とも司書教諭はいる。しかし、担任兼務で図書館には専念できず、ボランティアの力を借りている。

(1) 利用者のニーズに応え、次年度から有料のコピー機を再設置する。Wi-Fi環境は、政策推進課で公民館も含め全町整備を検討中で、利用ルールも定めていきたい。

町図書館には、正規職員1名、非常勤職員2名の司書がいる。今後は、町と学校の図書館連携などを考慮すると、専門司書の配置も必要となる。

(2) 小学校は、松田も寄

(3) 改訂には、前向きに取り組み。現在、学校では朝読書を行っているが、学校だけでなく、家庭での読書活動推進にも取り組むよう啓発していく。